

『自転車ルール教本』改訂版（2014年9月刊）補足と訂正

記

2014.9.19

●Point 1 右ページ（表紙から数えて3ページ目）中段のカッコ内（下線部）



普通自転車は例外的に歩道通行が認められている場合もありますが、**歩行者を最優先し、すぐに止まれる速さ**で通る義務があります。

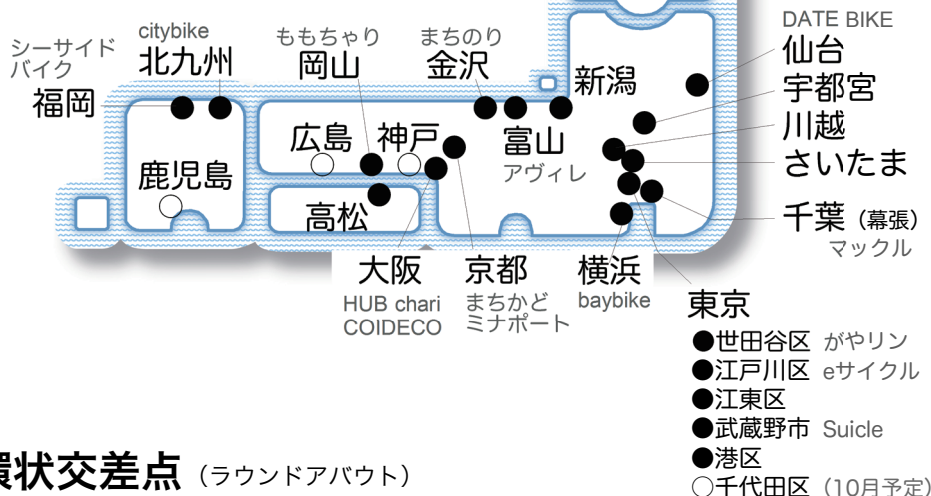
（道路交通法 第63条の4 第2項）

●Column 1 右ページ（同9ページ目）上の図中に「川越」を追加

コミュニティサイクル*導入都市

（2014年9月現在）

※ここで言うコミュニティサイクルとは、有料・無料を問わず、都市内に複数設けた拠点間の移動を主目的にした（乗り捨てができる）、不特定多数者が利用できる公共自転車システムを指します。用途等制限のあるもの、台数が極端に少ないもの、終了した都市は除く。（国交省資料等を参考に当会調べ）



■環状交差点（ラウンドアバウト）



●予備知識（同14ページ目）、交差点の通行方法に環状交差点（左図）を追加

●お詫び

2版初刷において、組版工程のソフトウェア不具合により、一部ページの図にごく僅かな割れが生じ、白い横線が入っているように見える箇所がありました。上記訂正とともに、お見苦しい点をお詫び申し上げます。

以上